

高松市高齢者居場所等と民間事業者との連携事業仕様書

1 趣旨

高松市が決定した高齢者の居場所、通所型サービスB、認知症カフェ及び一定要件を満たすふれあい・いきいきサロンにおいて、高齢者の心身機能や生活の質の維持・向上を目的として、民間事業者を居場所等へ派遣し、健康増進や介護予防等の講座を実施するものとする。

2 基本方針

事業者は、居場所等の高齢者に対し、心身の健康の維持・向上の支援を行うためのメニューを提供しなければならない。

3 利用者との連絡調整

事業者は、市が決定した居場所等の希望者と連絡を取り、日程調整や講座の内容確認等を行った上で、居場所等へ出向き、講座を実施しなければならない。

4 身分を証する書類の携行

事業者は、居場所等を訪問する場合には、身分を証する書類を携行させ、利用者から求められたときは、これを提示しなければならない。

5 事業者の登録申請等

事業者は、次の各号に掲げる項目の全てを満たした上で、高松市高齢者居場所等と民間事業者との連携事業事業者登録申請書（様式第1号、第2号、及び第3号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 講座の内容は健康増進又は介護予防等、高齢者に関するものとする。
- (2) 講座は1回の派遣につき、1時間程度実施すること。

6 サービスの提供等の記録

事業者は、講座の提供日及び内容、居場所等利用者の様子等を高松市高齢者居場所等と民間事業者との連携事業実施状況報告書（様式第4号）に記載し、当該月の翌月10日までに提出しなければならない。

7 委託料の支払い

市は、委託料を事業者からの実績報告書に基づいて毎月事業者に支払うものとする。なお、委託料には居場所等までの交通費、消費税及び地方消費税を含むものとする。

8 秘密保持等

事業従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た居場所等利用者又はその関係者の秘密を漏らしてはならない。

事業者は、従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその関係者の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

9 苦情処理

事業者は、実施した講座に係る居場所等利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じなければならない。

事業者は、実施した講座に関し、本市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は本市の職員からの質問若しくは照会に応じなければならない。

また、居場所等利用者及びその関係者からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

10 事故発生時の対応

事業者は、講座の実施により事故が発生した場合は、本市及び当該居場所等利用者のその関係者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

また、事業者は、利用者に対する講座の実施により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

11 その他留意事項

派遣先の居場所等の都合により、やむを得ず予定していた講座が中止になった場合、派遣に要する諸費用及び委託料について、本市はその費用を負担しない。